

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（子宮頸がん予防ワクチン）の説明書 9 価（シルガード9）

令和 8 年度

～予防接種の前に必ずお読みください～

1. ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症について

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染は、特別な感染症ではなくだれもが感染する可能性のあるものです。100種類以上の遺伝子型がある HPV の中で子宮頸がんの約 50～70%は、HPV16、18 型感染が原因とされています。HPV に感染しても多くの場合ウイルスは自然に排除されますが、一部が数年～十数年間かけて前がん病変の状態を経て子宮頸がんを発症します。子宮頸がんは、すべての年代の女性が発症する可能性がありますが、近年、20～30 歳代で増加しているのが特徴です。ワクチンで HPV 感染を防ぐとともに、子宮がん検診によって前がん病変を早期に発見・治療することで、子宮頸がんの発症や死亡の減少が期待できます。

2. 9 価 HPV ワクチン（シルガード9）の効果等について

HPV にはいくつかの種類（型）があり、9 価ワクチンは、このうち 9 種類の HPV の感染を防ぐワクチンです。子宮頸がんの原因の 80～90%を占める、7種類の HPV（HPV16/18/31/33/45/52/58 型）と尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因ともなる 6・11 型の HPV に対する免疫を獲得することができます。

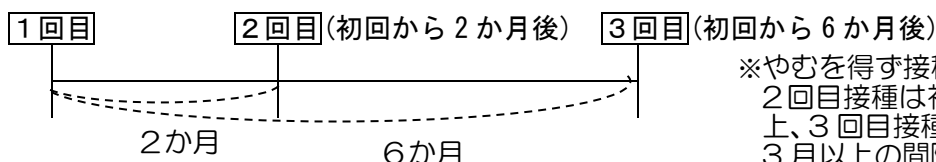
しかしながら、この 9 種類以外の型の HPV 感染の予防や、ワクチン接種時に既に感染している HPV を排除したり、発症している子宮頸がん等を治療することはできません。ウイルスに感染する前の予防が重要となります。

※現在、日本で認可されている子宮頸がん予防ワクチンは 3 種類（2 価（サーバリックス）・4 価（ガーダシル）・9 価（シルガード9））ありますが、令和 8 年度より定期接種では 9 価ワクチンのみ使用することとなりました。

9 価（シルガード9）の標準的な接種スケジュール

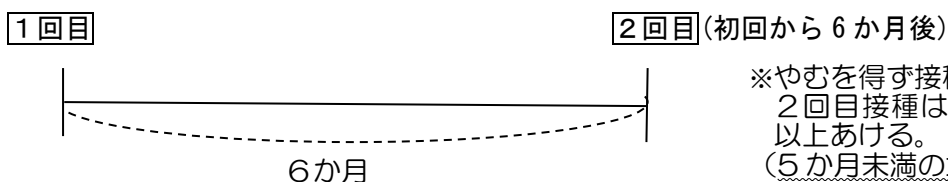
約 6 か月の間に下記のスケジュールで筋肉内に注射します。

●1 回目の接種を 15 歳になってから受ける場合：3 回接種



※やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、2 回目接種は初回接種から少なくとも 1 月以上、3 回目接種は 2 回目接種から少なくとも 3 月以上の間隔で接種できます。

●1 回目の接種を 15 歳になるまでに受ける場合：2 回接種



※やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、2 回目接種は初回接種から少なくとも 5 月以上あける。(5 か月未満の場合は 3 回目の接種が必要)

◎規定の回数を接種することにより十分な予防効果が得られるため、きちんと最後まで接種することが重要です。

ワクチンを接種しても、全ての子宮頸がんを予防できないので、子宮頸がん検診は必要になります。泉佐野市では、20 歳以上の方を対象とした子宮頸がん検診を実施しています。子宮頸がんを早期に発見するためにも、20 歳を過ぎたら、ぜひ 2 年に 1 回、定期的に子宮頸がん検診を受診しましょう。

3. 副反応について

主な副反応は、発熱や、局所反応（注射部位の痛み・赤み・腫れ）です。また血管迷走神経反射といって注射による痛みや心因性の反応などによる失神する（気を失う）ことがあります。

まれに報告される重い副反応としては、アナフィラキシー（ショック症状、呼吸困難、じんましんなど）、ギラン・バレー症候群（下から上に向う両足のまひ）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM：まひ、知覚障害、運動障害など）があらわれることがあります。

4. 次の人は、予防接種を受けることができません

- 明らかな発熱（通常 37 度 5 分以上）のある人
- 重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- この予防接種に含まれている成分で、アナフィラキシーを起こしたことがある人
- 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有するお子さん及び免疫を抑制する治療を受けている人
- その他医師が不適当な状態と判断した人

5. 次の人は、接種前に医師にご相談ください

- 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている人
- 過去の予防接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた場合及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた人
- 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある人
- 過去に免疫不全の診断がなされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- 本ワクチンの成分に対し、アレルギーが起こる可能性がある人
- 妊娠中、妊娠している可能性がある、産婦又は授乳中の場合（接種期間中を含む）

6. 接種後の注意

- ① 接種後に、失神による転倒をさけるため、接種後の移動の際は、保護者等が腕を持つなどして付き添うようにし、接種した医療機関で 30 分程度は体重を預けられるような場所で座るなどして様子を見るようにしてください。また、なるべく立ち上がらないよう安静にし、医師とすぐに連絡がとれるようにしておいてください。
- ② 接種後は強く揉まず、軽く押さえる程度にとどめてください。
- ③ 接種後に接種した部位が腫れたり、痛むことがあります。これは体内に備わっている抵抗力が注射した成分を異物として認識するためにおこります。通常は数日間で治ります。
- ④ 接種後は、接種部位を清潔に保ってください。
- ⑤ 接種翌日までは、過度の運動を控えてください。
- ⑥ 接種した日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- ⑦ 接種後 1 週間は症状に注意し、気になる症状があるときは医師にご相談ください。

12. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残す等の健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がい治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいはのちに紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

○ HPV ワクチン接種に関する相談窓口

● 厚生労働省「感染症・予防接種相談窓口」

電話番号：0120-995-956

受付日時：午前 9 時～午後 5 時（土日祝日、年末年始を除く）

● 大阪府「HPV ワクチン接種後に症状が生じた方に対する相談窓口」

受付日時：月曜日から金曜日（祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く）

9 時から 12 時 15 分、13 時から 18 時

・総合的な相談窓口（医療、健康被害救済制度等に関するご相談）

健康医療部保健医療室医療・感染症対策課 感染症対策グループ（電話番号）06-4397-3549

・学校生活に関する相談窓口（通学、学習、進級・進学等に関するご相談）

教育庁教育振興室保健体育課 保健・給食グループ（電話番号）06-6944-9365

【注意】

● 泉佐野市から転出された場合は、泉佐野市の予診票は使えません。

予防接種当日に泉佐野市に住民登録がない場合の接種費用は、全額自己負担となります。

くわしくは転出先の市町村にお尋ねください。

（注）転出した日は手続きの時間に関わらず、当市の住民登録はありませんのでご注意ください。

● 予防接種は法律に基づいて実施していますので、対象年齢を過ぎると任意接種（有料）となります。

☆お問い合わせ 泉佐野市 こども家庭課 電話：072-429-9340(直通)